

熊本県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数についての人口の特例に関する条例

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）附則第2条第1項の規定により、平成23年4月10日に行われる熊本県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、平成17年の国勢調査の結果による人口によることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

平成23年4月10日に行われる熊本県議会議員の一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の規定により、平成17年の国勢調査の結果による人口に基づくこととする必要がある。